

千葉南税務署からのお知らせ

回覧

重要 令和2年分の確定申告について

申告書作成会場では、混雑緩和のため、「入場整理券」をお配りする予定です。

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

そこで、ご提案です

新型コロナウイルスの感染防止のためにも

ご自宅からの確定申告

- 確定申告書は、**パソコン・スマホ**で作成可能
《国税庁ホームページへアクセス》
- 作成した申告書は、e-Taxで送信（提出）して
申告完了《電子申告》

マイナンバーカードで送信

又は

ID・パスワードで送信

- e-Taxなら、混雑した税務署に出向く必要なし

「マイナンバーカード」及び「ID・パスワード」は裏面をご覧ください

マイナンバーカードの取得方法

- パソコン・スマホ・郵便などで申請でき、無料で取得できます。
- 詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

※ マイナンバーカードを使って送信するためには、マイナンバーカードのほかに、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。

IDとパスワードの取得方法

- ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）は、税務署で発行しています。
- 申告されるご本人が、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）を持って、来署してください。

※ 勤務先等のお近くの税務署でも取得できます。

※ 平成30年1月以降、税務署の確定申告会場等で「IDとパスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、改めてID・パスワードを取得する必要はありません。

※ ID・パスワード方式は、暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

《公的年金を受給されている方へ》

- 公的年金を受給されている方は、2月15日以前であっても相談を受け付けております。比較的空いている時期の来署をお勧めします。

《還付申告をされる方へ》

- 申告義務のない方が行う還付申告※は、5年間提出することができます（令和2年分の確定申告の場合は、令和7年12月31日まで）。
- ※ 年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除・寄附金控除により還付を受ける方などが該当します。